

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知 (建設業法第20条の2第2項)に係る取扱いについて

改正建設業法の施行(令和6年12月13日)に伴い、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を発注者(当公社)へ通知する場合の取扱いを以下のとおりとしますので、お知らせします。

1 通知を要する場合

当公社と契約する全ての工事のうち、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認められる場合のみ必要(当該事象が発生するおそれがない場合は、提出は不要)。

※「工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象」とは

建設業法施行規則第13条の14第2項で定める、天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰すことができない以下のものです。

- | |
|---|
| <p>(1) 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
(例 : 国際的な石炭単価上昇に伴うコンクリート価格の高騰)</p> <p>(2) 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰
(例 : 震災の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足)</p> |
|---|

2 通知方法

令和7年4月1日以降に当該通知を行う場合は、落札決定通知日(随意契約の場合は、見積結果通知日)から契約締結日までの間に、「建設業法第20条の2第2項の規定に基づく通知書」(別記様式)を当公社契約担当係へ提出してください(契約書と同時の提出でも構いません)。

3 注意事項

- (1) 当該事象が契約後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により契約変更の協議を申し出ることができ、当該協議については、一般財団法人札幌市住宅管理公社(小額)建設工事請負契約約款の規定(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)に基づき対応します。
- (2) 契約前に「建設業法第20条の2第2項の規定に基づく通知書」による通知を行っていない場合であっても、前記(1)と同様に契約変更協議は可能です。
- (3) 本通知の提出により契約変更が約束されるものではありません。

【お問い合わせ先】

一般財団法人札幌市住宅管理公社 総務部 総務課 契約担当係
電話 011-211-3381

建設業法第20条の2第2項の規定に基づく通知書

年 月 日

(あて先) 一般財団法人札幌市住宅管理公社理事長

(住所)

請負人

(氏名)

年 月 日に落札決定の通知を受けた下記の工事について、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名 : _____

主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰 (省令第13条の14第2項第1号)

- ・ 発生するおそれのある事象^{※2}

[]

- ・ 上記事象の状況把握のための必要な情報の入手先^{※3}

[]

特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰 (省令第13条の14第2項第2号)

- ・ 発生するおそれのある事象^{※2}

[]

- ・ 上記事象の状況把握のための必要な情報の入手先^{※3}

[]

その他 (必要に応じて記載)

[]

※1 本通知書は、建設業法施行規則(本通知書中「省令」という。)第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると受注予定者が認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を要さない。

※2 天災その他自然的又は人為的な事象により生ずる発注者と受注者の双方の責めに帰すことができないものを記載すること。

※3 受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること(一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は対象としない)。

※4 本通知書を提出する場合は、落札決定(随時契約の場合にあっては、契約の相手方の決定)から契約締結までに提出するものとする。

※5 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、一般財団法人札幌市住宅管理公社(小額)建設工事請負契約約款に基づき対応を行うものであり、本通知の提出をもって契約変更が約束されるものではない。

※6 本通知書を提出していない場合であっても、一般財団法人札幌市住宅管理公社(小額)建設工事請負契約約款に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。